労働組合の重要性は私たちの社会や職場で実感できる！

東風

日本各地に猛威をふるった台風の爪痕は、1ヵ月を経過した現在も悲惨な現実として残っている。そのような中で、連合として「台風19号災害　連合救援ボランティア」を10月30日から展開し、支援活動を福島県伊達市、郡山市を中心に行ってきた。11月10日～16日の第3陣にJR総連・JR東労組として2名が参加した。ボランティア活動として、荷物の運搬・清掃作業、部屋からの泥出し作業を行った。同時にボランティアセンターに要請できていない被災宅の掘り起こしのために個別訪問、ポスティング行動などを社会福祉協議会と連携しながら取り組んだ。家主から「被災した部屋を見ると、本当に嫌になる。どうしたらいいか困っていた。作業が終了し、本当に助かった」と、涙ながらに感謝の声をいただいた。これからも被災している方々に寄り添い早期の復旧に向けた支援と、JR総連「台風15号・19号・21号による被災者支援カンパ」を通して、被災された方々へ直接お渡しするとともに、連合の被災カンパの取り組みにも協力していく。今こそ、自然災害の猛威と向き合い、組織された労働組合の力を存分に発揮させるときだ。

2019政策フォーラムは、盛岡地本の万全な準備で開催し、「安全・健康・ゆとり・働きがい」ある職場をめざして議論をつくり出してきた。国際鉄道安全会議の報告や紙面発表を含めて14機関の提言に対して討論を行った。工務職場を中心に「命を脅かす事故・事象の連鎖」が続いている。早急に事実を正しく把握し、真の原因究明と対策を求めるとともに、職場に安全指導科の設置をめざし、事故を未然に防げる体制の実現を求めていく。また、運輸職場で事象を正しく報告できないことが問題にされ、希望しない転勤が繰り返されている。「正しい報告が速やかになされなかった」ことの背後要因は、懲罰的な職場風土や乗務員という職責のプライド、乗務員の責任のみならず人間労働に対するマネジメントのあり方などがある。「正しい報告」ができない職場風土になりつつある中で、私たちは事象に対して事実を正確に報告して原因究明委員会の中で原因と対策を確定し、組合員が真実を語れる職場風土と「安全第一」のJR東日本をつくり上げていかなければならない。そして、AI・IoTなどの技術革新の中でヒューマンエラーの対策を打ち立てることや、人間労働を重視した職場体制を確立するために努力することが、将来を見据えた安全対策に繋がることになる。安全は与えられるものではなく、私たちの実践と議論の積み重ねにより築き上げられるものである。JR東労組は、結成以来職場から議論をつくり出してきた。

しかし、その組織が揺らぐ事態が発生した。JR東労組で雇用していた元役員（書記）が、中央本部及び12地本が組織破壊と規定した「真実の声」の発信者である事が分かったことから、本部は全地本委員長会議を経て12地本の総意として、全容解明の調査を行ってきた。中央本部が元役員（書記）に3度の弁明及び面談を行い、その内容からJR東労組の組織破壊を意図的に行ったことと断定した。そのことからすると12地本に、引き続き組織破壊を許さない体制を構築することが求められている。また、「真実の声」に関する全容解明及び「真実の声」を運営していた元役員（書記）のパソコンの解析を行ってきた。全地本委員長会議（9・24）の決定を踏まえた「12地本の信頼関係を破壊する行為」と思われる事象についても面談を行ってきたが、残念ながら全容解明には程遠いものとなった。また、全容解明に協力して頂けない事象も発生している。そして、その事実を組合員に明らかにし、各地方本部が一刻も早く組合員の信頼回復をかち取るために中央本部が知り得た調査結果を「組織部報」にて組合員に明らかにしている。

JR東労組は、本当の意味で組合員のための労働組合でなければならない。そのためにも、組織破壊行為を発生させない組織体制の確立のために、役員自らが襟を正して組合員の信頼を取り戻し、新生JR東労組をつくり上げていくために邁進する。

「えん罪・JR浦和電車区事件」とは

2002年11月１日、ＪＲ東日本で働く７名（１名は元社員）が突然、家族の目の前で逮捕されました。彼らはＪＲ浦和電車区（現在のさいたま運転区）に所属する運転士で、容疑は『強要罪』（人に何かを強引にさせる罪）です。

ことの発端は、2001年に職場の仲間だったＹ君がＪＲ東労組から分裂し、対立関係にある労働組合のキャンプに参加したことが明らかになったことでした。心配した職場の仲間たちはＹ君に事実を問いただしましたが、Ｙ君はウソの謝罪をして職場の組合員をごまかしたのです。さらにウソをごまかすためにウソを重ねるＹ君に、信頼を裏切られた仲間は反省を求める討論をしたのです。しかしＹ君は反省することなく、自らの意志でＪＲ東労組を脱退（2001年２月）し、その後ＪＲ東日本を退職（2001年７月）しました。その半年後（2002年２月）にＹ君は被害届を出し、11月１日に突然の家宅捜索、逮捕となったのです。

美世志会の仲間たち

「弾圧から17年！美世志会と共に新生JR東労組をつくり出す11・1意見交換会」開催

〈連帯いただいている仲間たちと組織の強化・拡大へ決意を固める！〉

「えん罪・ＪＲ浦和電車区事件」の発生から17年が経過する11月1日、元支援する会の皆さんやこれまでＪＲ東労組・美世志会へ連帯して頂いた方々へ呼びかけ、多くの方にご参加いただきました。

来賓あいさつでは、ＪＲ総連・榎本委員長から18春闘大敗北総括を踏まえ、新生ＪＲ東労組運動をつくり出していることに対する強い連帯の決意が述べられました。また、ＪＲ総連・ＪＲ東労組を取り巻く情勢についても提起を受けました。

美世志会あいさつでは、上原代表より「17年間の連帯に対するお礼と国策弾圧の中でも脱退はなかったが、18春闘方針の誤りにより組織は3分の1になってしまった。浦電事件の教訓は、反弾圧のたたかいに対して的確な情勢分析と組合員の意識を踏まえた方針をつくり上げたことであり、18春闘とは大きく違っていた」と述べました。

山口中央執行委員長から、連帯する方々に対して、昨年からの新生ＪＲ東労組運動について報告しました。その中では、「新生ＪＲ東労組とは、18春闘大敗北総括に基づいてこれまでの運動を乗り越えること」「18春闘で大敗北を招いたのは組合員の現実・社会情勢・経営環境・ベアに関する情勢分析の誤りが原因であること」「『嘘・偽り・すり替え』で組合員を引き回してしまうというリーダーの暴走があったこと」などが話されました。今後のＪＲ東労組本部の課題として、正しい情勢分析により私たちを取り巻く環境を踏まえ、様々な課題に真剣に取り組んでいくことと、喫緊の課題としてＪＲ東労組組織の強化・拡大、「抵抗とヒューマニズム」に基づいて温かみのある仲間を「共に」の精神でつくり出すことが重要であり、これからも連帯を深めていかなければなりません。

その後、参加者のみなさんと意見交換を行いました。みなさんからは、「ＪＲ東労組の組織の減少を心配していた」「委員長の話でこの間の経緯がよくわかった」「再加入も進んでいると聞いたが、さらなる再加入に向けて若手を中心に取り組むべき」「ＪＲ東労組の存在に好感を持つ人は多いので、再加入に奮闘して欲しい」など、ＪＲ東労組の現状に対して心配しているという声や、これからも様々な立場で支援・連帯するという力強い激励の意見をいただきました。

加藤書記長の閉会あいさつでは、18春闘からＪＲ東労組の現状をつくり出してしまったことへの謝罪と、この間の支援・連帯に対するお礼、これからもＪＲ東労組として安全・平和活動も労働組合の立場で進めていくこと、いただいた様々な意見を踏まえて新生ＪＲ東労組をつくり出していく決意が述べられました。

意見交換終了後は懇親会を行いました。1年ぶりに顔を合わせる参加者の方もおり、近況報告や当時の話、意見交換会の感想なども含めて話は大いに盛り上がり、懇親を深めました。

懇親会の終盤では、美世志会の7名が登壇し、代表して八ツ田さんから17年間のお礼とＪＲ東労組の再生に向けた決意が述べられました。

意見交換会・懇親会を通してＪＲ東労組の現状について理解を深めていただき、「えん罪・ＪＲ浦和電車区事件」発生時と同じく、今後も支援・連帯をいただくことを確認することができました。ご参加いただいたみなさんとの連帯を継続して強化していくと共に、連帯の輪をさらに広げ、新生ＪＲ東労組運動の強化・拡大をかち取っていきます。

ご参加いただいたみなさま（敬称略・順不同）

植草　一秀　スリーネーションズリサーチ（株）代表取締役
木村　三浩　一水会代表
浅野　健一　元同志社大学大学院教授・千葉県９条連代表
篠田　博之　月刊「創」編集長
石塚　聡　月刊「マスコミ市民」発行人
山際　永三　「人権と報道」連絡会
芹沢　昇雄　中国帰還者連絡会
古川　龍樹　福岡事件再審キャンペーン事務局
原田　明子　劇団文化座
金　吉英　新紀元旅行社
常石　敬一　元支援する会
海勢頭　豊　元支援する会
近藤　日佐子　元支援する会
松崎　都　元支援する会

ご来賓（敬称略）

ＪＲ総連・執行委員長　榎本　一夫
ＪＲ総連・書記長　柳　明則

都労委「八王子不誠実団交事件」和解する

＜大きな成果を全組合員で確認しよう！＞

八王子地本は、立川車掌区での年休失効の原因が、時季変更権の濫用によるものだとして、その改善を求めた団体交渉を行ってきました。しかし、八王子支社は責任を認めないなど不誠実な団交であったことから、2017年６月５日に東京都労働委員会に対して「不当労働行為救済申立」を行い、これまで17回にわたって審議を行ってきました。

11月19日、会社が「時季変更権の行使に配慮を欠いた」など、一定の責任を認めたことから、２年５ヶ月にわたったこれまでのたたかいの成果を確認し、「和解協定書」に捺印、和解が成立しました。